

先生各位

検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび平成 24 年度診療報酬改定において検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 平成 24 年 4 月 1 日より適用

《新規収載項目》

検査項目	実施料判断料	医科点数表区分	当社実施状況
リン酸化タウ蛋白 (髄液)	680 点 尿・糞便等 (34 点)	「D004」穿刺液・採取液検査 検査の「16」	未実施
	注 釈		
	認知症の診断を目的に、1 患者につき 1 回に限り算定する。		
タウ蛋白 (髄液)	680 点 尿・糞便等 (34 点)	「D004」穿刺液・採取液検査 検査の「16」	
	注 釈		
	クロイツフェルト・ヤコブ病の診断を目的に、1 患者につき 1 回に限り算定する。		
ノロウイルス抗原定性	150 点 免疫 (144 点)	「D012」感染症免疫学的検査 の「21」	
	注 釈		
	ノロウイルス抗原定性は、以下のいずれかに該当する患者について、当該ウイルス感染症が疑われる場合に算定する。 ア 3 歳未満の患者 イ 65 歳以上の患者 ウ 悪性腫瘍の診断が確定している患者 エ 臓器移植後の患者 オ 抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤、または免疫抑制効果のある薬剤を投与中の患者		
インフルエンザ核酸検出	410 点 微生物 (150 点)	「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」	
	注 釈		
	インフルエンザの感染が疑われる重症患者のみに算定し、その場合には、当該検査が必要な理由について摘要欄に記載すること。		